

令和 5 年 3 月 24 日

近畿経済産業局地域開発室

地域未来投資促進法の基本計画（新規及び変更）に同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（地域未来投資促進法）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が作成した基本計画に同意しました。

近畿経済産業局管内では、大阪府太子町の基本計画（新規）及び兵庫県朝来市の基本計画（変更）、27 件の計画期間延長について同意しましたので、お知らせします。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国が同意した基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。

地域未来投資促進法の概要や地域経済牽引事業に対する支援策については、下記 URL を御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 今回同意された基本計画について

近畿経済産業局管内では、地域未来投資促進法に基づく基本計画として協議のあった以下の計画について同意しました。なお、同意した基本計画の概要は次頁を御参照下さい。

<新たに同意した基本計画>

大阪府太子町

<変更により同意した基本計画>

兵庫県朝来市（計画期間延長含む）

<計画期間延長により同意した基本計画>

【福井県】嶺北地域、嶺南地域

【滋賀県】全域、湖南市

【京都府】宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町、亀岡市、京都市、和束町、山城地域

【大阪府】大阪市、八尾市、吹田市、吹田市・摂津市、堺市、泉大津市、柏原市、東大阪市

【兵庫県】たつの市・上郡町・佐用町、豊岡市、淡路市、神戸市、西脇市、三木市、小野市、加西市

【奈良県】全域

【和歌山県】全域

3. 管内における基本計画の同意状況

近畿経済産業局管内では、7府県※、66 の基本計画に同意済みとなりました。

なお、基本計画の本文および概要は下記URLを御覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html

※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県